◉第4節　当面の重要課題◉

政府開発援助（ODA）をめぐる最近の情勢を踏まえて，当事業団では以下のような認識に基づき，業務実施体制全般の改善を進めている。

第1　援助事業の量的拡大・多様化への対応

わが国のODA予算は，近年急速に拡大してきており，国際比較においても，昭和63年におけるわが国ODA実績は，米国に次いで世界第2位の実績となっている。しかしながら，わが国の援助実績に占める技術協力，無償資金協力などの贈与の割合は依然として低く，とりわけ技術協力のODA総額に占める割合は，昭和63年の実績で18.1%（行政経費及び民間援助団体〈NGO〉補助金を除く）とDAC加盟国中低位にとどまっている。

このため，年々増加する開発途上国からの要請に十分対応し得ない状況にあり，技術協力及び無償資金協力の拡充・強化に努めることが必要となっている。

また，1980年代に入り，新興工業経済地域（NIES）の出現にみられるように，開発途上国の発展段階にも相違が現れ，途上国間の格差も拡大してきている。

このため，わが国に対する技術協力の要請も多様化・高度化してきており，経営管理，品質管理，生産性向上など，輸出促進に即効性のある援助に対する要請や，マテリアル・サイエンス，コンピューター，バイオテクノロジーなどの高度技術分野に対する要請が急増している。こうした事業の量的拡大や多様化へ対応した最適な協力の枠組みの策定に努めることが必要となっている。

第2　援助事業の総合的推進

援助対象国の拡大，援助の量的拡大に対応していくためには外部機関との協力・連携による事業の総合的推進が不可欠であり，とりわけ民間部門，地方公共団体，先進国，国際機関との協力が一層，重要となってきている。

1．民間活力の積極的活用

技術協力のための専門家については，従来からコンサルタント，民間技術者などの参加を得ており，また研修事業についても，一部，民間機関の協力を得て実施しているが，近年途上国からの要請が増加しているエレクトロニクス，コンピューターなどの先端技術，あるいは経営管理，品質管理，工場管理，企業経営などについては，こうした技術の多くが企業など民間に

保有されているものである。したがって，今後，途上国の要請に応えていくためには，民間技術者の専門家としての派遣，企業による研修員の受入れなど，民間活力の積極的活用が不可欠であり，このため，企業などの理解を深めるための広報活動の強化とともに，諸経費補塡，技術費の拡充など，制度上の改善・充実が必要となっている。

さらに「草の根レベル」の協力を進めているNGOとも連携し，きめ細かい援助実施を図ることも必要である。

２．地方との連携強化

近年，わが国では地域の活性化及び「地方の国際化」推進の必要性が叫ばれており，国際協力の実施においても，地方との連携強化を図ることが急務とされている。

一方，開発途上国からは，都市環境保全，都市開発，上下水道整備など，地方公共団体が主として保有している技術に対する要請が増加しており，これらの要請に適切に対応していくためには，地方公務員の専門家・協力隊員としての派遣，地方公共団体による研修の実施など，地方の主体性と特色を生かした国際協力の拡充に力を注ぐ必要がある。

３．先進国援助機関・国際機関との連携

最近，事業団には米国国際開発庁（USAID）などの先進国援助機関，あるいは世銀，国連開発計画（UNDP）など国際援助機関からの連携の強化が求められている。開発途上国に広範なフィールド・ネットワークを有し，当該国の開発計画に深く関わっているこれら先進国援助機関・国際機関との連携を通じ，途上国の開発情報の収集を行い，現地開発ニーズ，援助政策，経済協力上の問題点に関する意見交換や援助実施について調整を行うことは，途上国の開発にとって有益であると同時に，わが国の援助の効率化にも資するものであり，今後，これら機関とのより一層の連携強化を図ることが必要である。

第３　プロジェクト・サイクルの確立

プロジェクト・サイクルのいわゆる入口（案件形成等）と出口（評価）にかかる部分の拡充・強化を通じて，その確立を図る必要がある。

１．国別アプローチの強化

援助の効果的・効率的実施のためには，各開発途上国における開発の意欲，真の開発ニーズ，援助吸収能力など，国別の諸条件を十分に分析・検討することが必要である。

このため，事業団ではフィリピン（昭和61年度），タイ，インド（昭和62年度）に引き続き，昭和63年度はインドネシア，中国，バングラデシュを対象として国別援助研究会を設置し，これら諸国に対する援助の取り組み方について分析・検討していくこととした。

今後は国別研究の拡充に加え，平成元年度予算において認められた事業団機構の強化（企画部地域課の2課体制，社会開発協力部の社会開発調査部と社会開発協力部への2分割など）による国別援助の総合調整，「援助効率促進費」の積極的な活用による優良案件の発掘・形成，及び事業の効果的・効率的実施のための評価活動の充実など，国別アプローチを一層強化していく必要がある。

2．分野別援助研究

開発途上国の抱える諸問題を解決するためには，国別の研究を実施するとともに，協力分野別の分析と検討を行い，各途上国のニーズに正しく合致した協力を実施していくことが重要である。従って，開発援助における環境配慮，人造り協力，文化面における協力など，開発途上国に共通する重要な分野において，広く外部の学識経験者などの参加も得て，分野別の援助研究を行い，その基礎的検討をもとに効果的・効率的な事業実施に努めていく必要がある。

3．事業の評価

効果的・効率的な事業実施のためには，協力案件を適切に評価し，その結果提起された問題点や分析結果を教訓として，今後の協力にフィードバックさせることが重要である。

このため，事業団では昭和56年度から「評価検討委員会」を設置し，評価基準及び手法の策定，横断的評価調査の実施などを行っているが，今後さらに，セクター評価，合同評価，国別評価に加え，在外事務所による現地評価調査などについても拡充することが求められており，評価内容の充実及び体制整備を含む評価機能の強化を図る必要がある。

第4　情報公開と広報活動の強化

「ODA第4次中期目標」の実現に向けて，ODAは今後ますます拡大するものと予測されているが，他方，これに比例して，マスコミなど各方面からの関心も一段と強くなってきている。こうした状況に積極的に対応するためには，情報公開の推進とその透明性の確保に努めることが重要であり，事業団はそのための具体策を鋭意検討してきたが，その検討結果を踏まえ，昭和63年版年報における開発調査及び無償資金基本設計調査のコンサルタント受注企業名の公表，調査団派遣予定表の公開，案件情報の事前公示などの実施に踏み切った。

今後も透明性確保の観点から，事業団業務について，より多くの情報を一般に公開することにより，国民の理解と支持を得るべく努める必要がある。

さらに，国際協力事業を円滑に推進するためには，関係諸機関の協力を得ることはもとより，上記のように国民から幅広く理解と支持を得ることが重要である。

このため，事業団は『国際協力』誌，『クロスロード』誌などの定期刊行物の発行，広報映画，スライドなど視聴覚メディアの作成，「国際協力キャンペーン」，高校生を対象とした「国

際協力懸賞作文」募集などのほか，報道関係者を対象とするプレスツアーなど，きめ細かい広報活動を展開している。

昭和62年度には，わが国がコロンボ・プランに加盟した10月6日を「国際協力の日」とすることが閣議で決定されたが，これを契機に，今後国際協力のための国民的なコンセンサスを形成すべく，広報活動の一層の充実に努める必要がある。

第2章

昭和63年度事業の概要

◉第1節　昭和63年度事業方針◉

第1　「ODA第4次中期目標」に対する対応

わが国は，先進民主主義国の主要な一員として，世界の平和の繁栄に貢献していく責任がますます重くなったという基本的な認識のもとに，ODAの分担割合をわが国の経済規模に見合った水準まで引き上げるため，昭和63年6月に「ODA第4次中期目標」を設定した。

「第4次中期目標」では，過去5年間（昭和58年～62年）のODA実績総額である250億ドルを，今後5年間（昭和63年～平成4年）に倍以上とし，実績総額を500億ドル以上とするよう努めるとともに，後発開発途上国（LLDC）への一層の援助の拡充，留学生対策の強化，国際文化交流の促進，国際機関の財政基盤強化への積極的対応，円借款の質の改善など，ODAの内容の充実にも積極的に努力していくとしている。また，そのためには援助実施体制の充実，民間援助団体（NGO）との連携強化も重要であり，「第4次中期目標」にはこの点も特に明記された。

一方，開発途上国側は近年，経済・社会基盤を着実に整備していくためには，何よりも人造りが重要であるとの認識を高めており，わが国に対しても，人造りを内容とする協力要請が年々増加してきている。

こうした状況のなかで，国際協力事業団の業務は質的にも量的にも飛躍的に拡大しており，ODAの主翼を担う機関としての責任も大きくなってきている。「第4次中期目標」においても当事業団が果たすべき役割は大きく，その目標達成のため，今後とも事業の一層効果的・効率的実施に努めていくこととしている。

第２　「行政監察結果に基づく勧告」に対する対応

昭和63年７月には，ODAのうち無償資金協力及び技術協力について実施された行政監察の結果に基づき，①無償資金協力事業及び技術協力事業の効果的・効率的実施，②援助事業の総合的・計画的実施，③事業団の実施体制の見直しなどを骨子とする改善勧告が行われた。

事業団は，この勧告の指摘を踏まえ，事業及び実施体制について全事業団的に検討を重ね，その結果を外務大臣あて報告を行ったが，この点について昭和63年度の事業団運営審議会は「今後は改善策の具体化に向けて，継続的に問題をフォローしていくことが必要」と指摘している。

第３　業務実施体制の充実と強化

前述のように，開発途上国からの協力要請の量の増加と内容の多様化に伴い，事業団の業務は著しく増大するとともに，内容面においてもますます多様化してきている。

こうした状況に対処するため，これまで事業団は，移住業務担当職員の技術協力業務への振り替え，業務の外部委託などの内部自助努力により，業務の整理・合理化に努めてきたが，「ODA第４次中期目標」という国際公約の実現に向けて，事業規模及び業務量が今後さらに増大していくことは必至の情勢となっている。このため昭和63年度事業団運営審議会においても，大幅な人員増及び実施体制の強化が不可欠となってきていることが特に強調された。

ちなみに，事業団設立以来，減少傾向にあった定員については，昭和60年度にその減少に歯止めがかかり，昭和61年度には２人，昭和62年度には４人，昭和63年度には６人，さらに平成元年度予算では16人の人員増が認められた。（事業団創立時定員994人，平成元年度定員996人）

◉第２節　形態別の事業概要◉

第１　技術協力事業

１．研修員受入事業

〈事業の概要〉

研修員受入事業は，「人造り」協力としての技術協力のなかで最も基本的な事業形態のひとつであり，開発途上国より研修員を受け入れ，特定の分野における専門的知識，技術の移転を行うことにより，研修員が途上国の経済・社会開発において積極的な役割を果たすことを目的とする。また，滞日生活を通じ，研修員自身がわが国の社会文化，国民生活に直接触れることにより相互理解を深め，ひいては途上国との友好親善を図るという点でも大きな役割を果たしている。

わが国は昭和29年のコロンボ・プラン加盟とともに研修員受入を行い，事業開始以来，平成元年３月末現在の受入総数は，７万1919人（第三国研修及び青年招へいを除く）に達している。開発途上国よりわが国に対する研修員受入要請は年々増加の一途をたどり，この要請に応えるため，昭和63年度においては5604人の研修員受入を実施した。

近年，アセアン諸国及び中国等を中心に研修員受入における途上国のわが国に対する期待はきわめて強く，また研修内容も伝統的な分野でのわが国の進んだ技術に加え，エレクトロニクス，コンピューター技術，リモート・センシング等先端技術並びに品質管理，経営等の分野の研修要請案件が増えつつあり，これらの多様化したニーズに対応すべく受入体制の強化が急務となっている。

研修員の受入形態には，大別して集団研修と個別研修がある。集団研修は開発途上国に共通してニーズの高い研修内容コースをあらかじめ設定して，グループ単位で研修を実施するものであり，個別研修は各国から個々に要請される専門分野についてその個別のニーズに合致した研修を行うものである。個別研修には，あらかじめ研修分野を限定せず，相手国の要望に基づいて随時研修プログラムを作成し研修員を受け入れる形態（個別一般），また，わが国が開発途上国において実施している専門家派遣，プロジェクト方式技術協力及びその他の国際協力事業との有機的連携を図り，これらの協力を一層効果あらしめるため，当該協力プロジェクト等に従事する者を研修員として受け入れる形態（カウンターパート）及び国際機関等からの要請に基づいて研修員を受け入れる形態（国際機関）が含まれる。

研修員は，開発途上国の行政官や政府機関，公共機関または民間企業の研究者，中堅技術者等が中心で，相手国政府から推薦されたものである。

研修の実施にあたっては，集団研修の場合には開発途上国の一般的ニーズ，個別研修の場合には相手国の要請内容を十分に検討したうえでそれぞれの研修カリキュラムを作成し，当事業団の筑波国際農業研修センター，神奈川国際水産研修センター及び沖縄国際センターで研修を実施するほか，各省庁，地方自治体，大学，民間企業，公社公団等の協力を得て，それぞれ研修目的に沿った専門機関で実施している。

当事業団は研修・宿泊施設として上記３センターのほか，東京（幡ヶ谷，市谷及び八王子），大阪，名古屋，兵庫及び筑波の各国際研修センターを運営している。

〈昭和63年度事業実績〉

昭和63年度には，新規4821人及び昭和62年度からの継続783人，合計5604人の受入れを実施した。新規分の内訳は，集団研修250コースに2677人，個別研修に2144人で，そのうちマレイシア東方政策125人，日墨交流計画20人，韓国技術者研修計画72人，パキスタン人造り計画３人，日・アセアン科学技術協力35人及び民間技能者カウンターパート24人である。

受入研修員を地域別にみると，アジア地域3047人，中近東地域669人，アフリカ地域632人，中南米地域1105人，オセアニア地域125人，ヨーロッパ地域26人であり，アジア地域が全体の55％近くを占めている（図2.１参照）。これを分野別にみると，計画・行政788人，公共・公益事業1192人，農林・水産1103人，鉱工業830人，エネルギー193人，商業・観光200人，人的資源

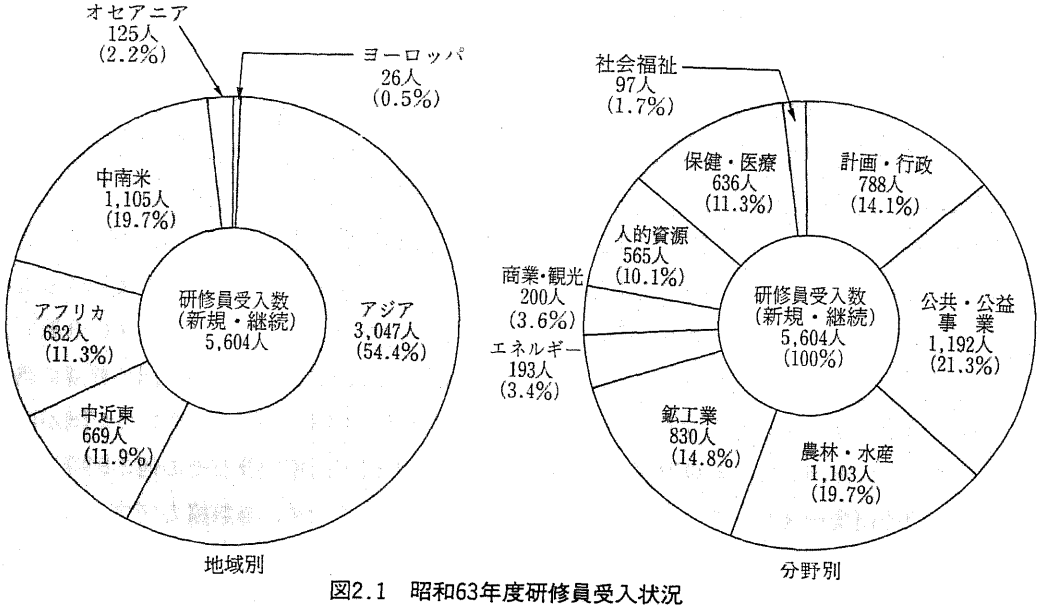

図2.１　昭和63年度研修員受入状況

（注）第三国研修及び青年招へいを除く

565人，保健・医療636人，社会福祉97人となっており（図2.1参照），このうちカウンターパートとして受け入れた研修員は1014人（ほかに昭和62年度よりの継続326人）である。

(1)　集団研修

集団研修は開発途上国に共通するニーズに対応した研修コースをあらかじめ設定して実施するものである。このため，その内容は各国からの要望の多い科目であり，かつわが国の研修実施機関が集団的に研修を実施し得るものである。集団研修は1カ国1人を原則に10人程度の研修員がひとつのコースに参加する。募集手続きは設定された科目の受入条件，コース内容等を記載した募集要綱を，開発途上国側のニーズ，実績等を考慮してあらかじめ定めた集団コース割当国政府に送付し，参加者を募集する。

集団コースの分野は多岐にわたっており，昭和63年度には250コースを実施した。具体的には犯罪防止，地方行政，農業協同組合，家畜衛生，上水道施設，家族計画，結核対策，貿易振興セミナー，職業訓練指導員養成，鉄道車両，地震工学，がん対策，消防行政，マイクロウエーブ，通信技術，電話交換技術などである。

(2)　個別研修

個別研修は，研修員の個々のレベル・要望に見合ったカリキュラムに基づき実施される。個別研修の受入形態は次のように区分される。

ア．個別一般

国別割当枠に従い各国の要望に応じて，特定の分野について任意の期間研修を行う受入形態である。後述のカウンターパート枠と異なり，途上国政府に枠の活用の裁量が委ねられる。

イ．特設

集団コースに準じた受入形態であるが，単年度限りの開催となる可能性が高いコース，または国別にコースを設定することが研修効果をより高める場合に設置されるコースである。

ウ．C.S.

Cost Sharing の略称。経費分担方式の受入形態であり，通常相手国が往復渡航費及び滞在費を負担し，わが国は研修経費等を負担する。

エ．カウンターパート

わが国が実施している技術協力（プロジェクト方式技術協力，無償資金協力，開発調査，個別専門家派遣，青年海外協力隊，移住）において，わが国専門家からの技術移転の対象となる相手国専門家（カウンターパート）を対象に行う研修である。

オ．国際機関

世界保健機関（WHO），国連工業開発機関（UNIDO）等の国際機関からの要請に基づいて行う研修である。通常，わが国は研修経費のみを負担している（タイプⅠ）が，昭和63年度の例では東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC），国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）からの受入れについては，わが国の全額負担（タイプⅡ）で実施した。

カ．特別案件

関係国の政策的な要望により設けられたもので，主として国別の集団研修の受入形態となり，昭和63年度は以下の８計画のうち６計画を実施した。

(ア)　マレイシア東方政策

ｉ．産業技術研修

マレイシアは現政権のもとで東方政策を掲げ，同国の国造りにあたり経済的成功を果たした日本，韓国を国造りの手本としようとし，具体的にはわが国の民間企業に産業技術研修員を派遣し，技術研修にあわせ，日本の勤労倫理，経営手法ほか日本人の教育意欲，道徳等を学ぶことを目的としている。

１回の研修期間を６カ月とし，昭和58年度より受入れを開始し，昭和58年度は209人，昭和59年度は121人，昭和60年度135人，昭和61年度132人，昭和62年度129人，昭和63年度には125人の受入れを行った。

研修は大別して研修員のレベルに応じ，専門家，管理者，指導者，技術者等を対象とし，言語は原則として日本語を使用することとなっており，このため研修員は来日前６カ月間の日本語研修を受けている。

ii．経営幹部実務研修

一方，経営実務のための指導者の育成を目的として，昭和63年度は同国の幹部候補者を13人（ｉの内数）受け入れた。研修分野としては，企業計画，運輸管理，地方行政等である。

(イ)　日墨交流計画

「日墨交流計画」は，昭和46年，メキシコのエチェベリア大統領が提案した両国の文化交流の一環として年間100人を10カ月間ずつ相互に受け入れようという計画に基づいて発足した。

近年，メキシコ側の事情により受入数が減少し，昭和58年度からは年間50人ずつに，昭和60年度22人，昭和61年度２人，昭和62年度19人，昭和63年度には20人を受け入れた。

(ウ)　韓国技術者研修計画

昭和58年１月中曽根総理訪韓の際，全大統領より中小企業の技術者を日本の企業で研修させたいとして要望があり，日韓両国間の産業技術協力拡大のため，両国経費分担により，昭和59年度より各企業で３カ月ないし６カ月の研修を実施してきており，昭和59年度は16人であったが昭和63年度には72人を受け入れた。

(エ)　韓国農水産物流通計画

昭和59年９月全大統領来日の際，農水関係個別会議で農水産物専門流通従事者を養成したいとして研修の受入要望があり，両国経費分担により昭和60年度より，日本の農水産物の流通制度，施設の管理・運営等について研修を開始し，59人を受け入れたが，昭和62年度及び昭和63年度は韓国側の事情で実施が見送られた。

(オ)　パキスタン人造り計画

昭和58年７月及び昭和59年５月に行われた中曽根総理・ハック首脳会議において「マレイシア東方政策」を念頭に置いた技術者の研修要望があり，両国経費分担により昭和60年度から先進工業分野の研修を開始し，昭和63年度には３人を受け入れた。

(カ)　ブルネイ人造り計画

昭和59年７月ラーマン開発大臣より「マレイシア東方政策」を念頭に置いた若年技術者のレベルアップを図りたいとして研修の要望があり，両国経費分担により昭和60年度から運輸・機械分野について研修を開始し，昭和62年度には７人を受け入れたが，昭和63年度はブルネイ側の事情で実施が見送られた。

(キ)　日本・アセアン科学技術協力計画

昭和58年５月中曽根総理がアセアン諸国訪問の際，日・アセアン間で科学技術面の協力を提唱したことに基づき外務省がアセアンのCOST（科学技術委員会）と協議し，昭和60年５月末にバイオテクノロジー，マイクロエレクトロニクス及びマテリアル・サイエンスの３つの分野につき技術協力を実施することとし，同年度よりバイオテクノロジーとマイクロエレクトロニクスの両分野に20人を受け入れた。昭和61，62年度には新規計画が検討されながら受入れには至らなかった経緯があるが，昭和63年度には35人を受け入れた。

(ク)　民間技能者カウンターパート

民間技術協力派遣専門家による技術移転を効率的に実施するために，昭和63年度より開始された受入形態であり，往復渡航費及び研修経費はJICA負担，滞在費及びオリエンテーション経費は雇用促進事業団負担とし，インドネシア及びパキスタンより計24人を受け入れた。

(3)　第三国研修

第三国研修は，社会的文化的に共通の基盤を持つ一定の開発途上地域に特定の技術分野で拠点となるべき国を選び，そこを中心に現地事情に一層適合した研修を行う方式である。域内の自主性を尊重し，相互協力を促しかつ将来的にはその拠点となった第三国研修実施国が自主的に研修員受入事業を実施し，域内における技術移転に貢献できるよう技術援助することを目的としている。

昭和63年度は，16の実施国との協力のもとに，対前年度比４コース増の40件の集団コースを実施し，80カ国から計772人の研修員を受け入れた。また，実施国における研修を補完するために40件の集団コース中２件において本邦研修を行った。わが国の技術協力カウンターパートを対象とした第三国カウンターパート研修は新規15人，継続５人の計20人をマレイシア等の協力を得て実施した。

(4)　研修関連業務

ア．オリエンテーション

研修の一環として，各分野の技術研修に先立ち３日間のプログラムで，わが国の一般事情，研修及び日常生活上の心得等についてオリエンテーションを実施した。対象者は主として集団

研修コース参加者で，東京国際研修センター，八王子国際研修センター，名古屋国際研修センター，筑波インターナショナルセンター，沖縄国際センターの５カ所で，総計116回実施し，参加研修員は3394人であった。

表2.1　昭和63年度オリエンテーション・プログラム
（東京国際研修センターの例）

日	内容	
	午前	午後
第１日（月・木）	日本の社会風土	日本の歴史・文化
第２日（火・金）	日本の教育	日本の経済
第３日（水・土）	都内見学（バスツアー）	

イ．日本語研修

日本語研修は，技術研修上特に日本語を必要とする集団研修コース及び個別研修の研修員を対象とする集中講習，及び研修員全体を対象として日常生活の円滑化とわが国に対する理解を深めることを目的とする一般講習を，東京国際研修センターをはじめ各国際研修センター及び支部で実施した。集中講習は115クラス，参加研修員数は1188人，一般講習は180クラス，参加研修員数2124人で，新規受入数4821人に対し3312人，69％が日本語研修を受けた。

一方，研修員に対する日本語教育は，技術研修の場で不可欠な技術用語を加味した口語表現日本語を比較的短期間に習得しなければならず，市販の教材では必ずしも十分な効果が期待できないため事業団独自の教材開発が必要であり，昭和58年度より開始した教材開発を引き続き実施した。昭和63年度に作成した教材等は，第２分冊用練習帳，50時間用録音テープ，第１～３分冊用インドネシア語版文法解説書等である。また，日本語能力認定試験を647人の日本語集中講習受講研修員に対し実施した。

ウ．福利厚生

気候風土，言語，習慣等の異なる環境で，研修員が心身ともに良好な健康状態を維持し，本来の研修目的が達成できるよう，各国際研修センターを中心に親善パーティー，バス旅行，映画会，観劇，スポーツ大会等のさまざまなレクリエーション事業を実施した。また，ホームステイや国際交流団体等の催しに参加し，地域との交流・親善を深めた。東京国際研修センターをはじめ全研修センターに健康管理のために，嘱託医（非常勤）及び看護婦を置くとともにあわせて救急医薬品を常備し，研修員の一般的な健康相談，診察，応急処置，病状に応じて適切な医療機関を紹介するなど医療体制を整備した。また研修員の受入期間中の疾病，負傷等に対応するため，研修員を被保険者とする傷害，疾病，死亡，治療実費を含む包括保険に加入している。

エ．帰国研修員アフターケア

(ア)　フォローアップ

帰国研修員に対するフォローアップ事業の一環として，主として集団研修コースの帰国研修員を対象に，その所属機関等を訪問し，新技術の紹介，現地事情に適合した技術指導を実施することを目的として33のフォローアップチームを派遣した。

チームはセミナー等の開催による現地技術指導を行い，また研修コース改善のためにわが国で実施した研修の効果測定，訪問国における当該分野の技術的問題点及び研修ニーズの把握，帰国研修員の動向調査等を実施した。33チームのうち10チームについては，セミナーの対象を帰国研修員にとどめず先方関係者まで拡大した公開技術セミナーを中心に実施した。

(イ)　同窓会育成強化

帰国研修員の同窓会は，各国において帰国研修員の発意により結成され活動している。これらの同窓会が事業団と緊密な連携を図りながら各国における核的役割を果たしていることに着目し，国際親善，相互理解，ひいては国際協力の実が一層上がるようそれら同窓会の育成及び活動強化を図るため，各同窓会の活動状況に応じて運営補助金を交付した。また，同窓会とJICA事業との連携を強化するために，チリ等10カ国の同窓会代表者を招へいし第3回同窓会代表者セミナーを開催した。

昭和63年度の交付対象国はフィリピン，スリ・ランカ等の34カ国にある37の同窓会である。

(ウ)　文献供与

帰国研修員の各職場での研修成果の発揮とそのレベルアップを期して，各分野における過去2年間の帰国研修員及びその所属機関に対して，最新の技術情報等が掲載されている英文定期刊行物及び技術文献を供与した。定期刊行物の内容は表2.2のとおりである。

表2.2　昭和63年度文献供与一覧表

文献名	種類	対象分野	部数
ルック・ジャパン	一般文献（定期刊行物）	運輸交通，社会基盤，通信放送，保健医療，社会福祉	65,232
ファーミング・ジャパン	一般文献（定期刊行物）	農業，林業，畜産，水産	11,922
ジャパンエコノミックレビュー	一般文献（定期刊行物）	開発計画，行政，公益事業，商業，貿易，観光，人的資源，科学文化，その他	30,216
テクノジャパン	一般文献（定期刊行物）	鉱業，工業，エネルギー	23,796
インターセクト	一般文献（定期刊行物）	準高級研修員	15,024
ジャパンエコー	一般文献（定期刊行物）	高級研修員	2,880
計			149,070

(エ) KENSHU-IN誌

帰国研修員と事業団及び帰国研修員相互の連携を一層緊密に維持するため，日本の文化・社会，科学技術の紹介，事業団ニュース，研修員からの投稿，帰国研修員同窓会活動の状況等を掲載したKENSHU-IN誌を年間2回発行し，帰国研修員等に送付した。発行部数はそれぞれ4万2000部，4万4000部であった。

2．青年招へい事業

青年招へい事業「21世紀のための友情計画」は，昭和58年中曽根総理が，アセアン諸国歴訪の際に提唱した事業であり，外務省をはじめ関係各省庁，地方自治体，民間の青少年団体等の協力を得て，昭和59年度より実施している。

本事業は，将来の国造りを担う各国の青年を，1カ月間わが国に招き，日本青年との交流を通じ，相互理解を深め，21世紀に向けて日本とアジア・太平洋諸国間の確固たる友情と信頼の基礎を築こうというものである。

招へい対象者は，農村青年，勤労青年（若手公務員，ジャーナリスト等を含む），学生，教員，青年指導者（スポーツ，文化，社会奉仕団体関係者を含む）等の各分野の指導的立場にある青年（18～35歳程度）となっている。招へい形態は，国ごとに分野別のグループを構成して招へいするが，アセアン諸国及び太平洋諸国については，各国から同一分野の青年を招へいし1グループを構成する「アセアン混成グループ」等も設けている。招へい期間は，5月中旬から12月上旬の間の1カ月とし，加えて各国出発前に数日間の現地プログラムを実施している。

昭和59年度，アセアン6カ国からの748人の招へいで開始された本事業は，昭和60年度には総計778人，昭和61年度は，アセアン6カ国に，フィジー，ミャンマー，パプア・ニューギニアからの各10人を加え，総計829人，昭和62年度は，さらに中国と韓国から各100人の青年を加え，総計1034人，そして昭和63年度には，太平洋の島嶼国にも計画が拡大されて総計22カ国1085人の青年を受け入れた。

招へい青年の帰国後の対日理解の増進と，来日時に形成された友好と信頼を培う目的から，昭和63年度より，招へい事業に携わった日本青年や関係者によって構成されるアフターケアチームをアセアン6カ国に派遣し，帰国青年との間で交流を深め，各国政府関係機関からも相互交流の観点から高く評価された。

一方，本プログラムに参加した青年は，帰国後同窓会を設立して，各国ごとに活動を展開するとともに，昭和62年度以降，アセアン各国の同窓会代表による同窓会交流連絡会を開催しており，昭和62年度にはジャカルタで，昭和63年度にはクアラルンプールで，帰国青年による本事業の充実のための支援方法等について討議がなされた。

国内的には，本計画の一環として，自治体等の協力を得てホームステイ等のプログラムが実施されており，地方の国際交流に貢献している。

3．専門家派遣事業

〈事業の概要〉

開発途上諸国に各種分野の専門家を派遣して技術協力を行う個別専門家派遣事業は，当該国の経済・社会開発の担い手となる人材の養成に貢献するもので，いわば，人と人との結びつきにより協力を進める技術協力の最も基本的な形態のひとつである。

本事業は，コロンボ・プランに基づき，昭和30年度に初めて28人の専門家を東南アジア５カ国に派遣して以来，年々，量的に拡大されてきたが，派遣対象地域もアジア，中近東，アフリカ，中南米及びオセアニア地域まで及び，開発途上国政府の要請に基づく二国間方式による派遣のほかに，国際機関の要請に基づく派遣も行っている。昭和30年度から昭和63年度までに累計で１万2532人の専門家を開発途上国に派遣し，その分野も稲作から電子工学，エネルギー，コンピューター等広範なものとなっている。

わが国から派遣される個別専門家は，主として相手国の政府機関，試験研究機関，学校，職業訓練機関等に配属されて活動するが，その業務内容を大別すると，政策決定過程における助言，各分野にわたる技術の教育・訓練の指導，コンサルティングサービス，機械・装置の運用・保守・管理等の指導に分類される。また，個別専門家はわが国が行った円借款や無償資金協力等のほかの経済・技術協力案件のフォローを行うためにも派遣され，当該案件の協力効果を一層高めるための重要な役割を果たしている。

〈昭和63年度事業実績〉

昭和63年度においては，昭和62年度からの継続専門家616人に加えて1063人の専門家を新規に派遣した。その内訳は，開発途上国の要請に基づく二国間方式による派遣が1008人（95％），国際機関の要請に基づく派遣が55人（５％）である。

昭和63年度末における継続及び新規派遣専門家の派遣総数は，人数では派遣期間１年未満の短期専門家844人，派遣期間１年以上の長期専門家835人の計1679人である。これは，昭和62年度の1457人を短期専門家で94人，長期専門家で118人の計222人上回り，派遣延べ人月数においては，昭和62年度の6408.0人月から，7881.0人月と1473.0人月増となっている。

派遣総数（1679人）を地域別にみると，国際機関への専門家派遣数を含めてアジア地域985人（58.7％），中近東地域158人（9.4％），アフリカ地域139人（8.3％），中南米地域362人（21.6％），オセアニア地域35人（2.0％）である。

二国間方式による新規専門家派遣をそれぞれの地域で国別にみると，①アジア地域（635人）へは17カ国に派遣し，このうち10人以上の専門家を派遣した国は，インドネシア（196人），中国（125人），フィリピン（70人），タイ（69人），マレイシア（46人），韓国（34人），シンガポール（23人），ネパール（19人），パキスタン（17人）の９カ国である。②中近東地域（83人）へは16カ国に派遣し，10人以上の専門家を派遣した国は，エジプト（38人）１カ国である。③

アフリカ地域（69人）へは20カ国に派遣したが，10人以上の専門家を派遣した国はない。④中南米地域（205人）へは，18カ国に派遣し，10人以上の専門家を派遣した国は，メキシコ（44人），ブラジル（30人），チリ（25人），コロンビア（22人），パラグァイ（20人），ボリヴィア（14人），ペルー（13人）の７カ国である。⑤オセアニア地域（16人）へは，フィジー，パプア・ニューギニア，ミクロネシアの３カ国に派遣し，フィジー（11人）以外はいずれも10人以下の派遣である。

以上のように，アジア地域への派遣が全体の過半数を占め，そのなかでも中国及びアセアン諸国を中心とする東南アジア諸国への派遣が目立っている。

国際機関への新規専門家派遣数は55人で，主な派遣先としては，ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）18人，SEAFDEC（東南アジア漁業開発センター）８人などアジア地域の国際機関となっているが，UNRWA（国連パレスチナ難民救済事業機関），IITA（国際熱帯農業研究所），PCAS（パナマ運河代替案調査委員会）など，中近東，アフリカ及び中南米地域の国際機関へも派遣している。

新規専門家の専門分野を業種別にみると，運輸・交通が最も多く212人（19.9%），次いで農業144人（13.5%），社会基盤103人（9.7%），行政82人（7.7%）などとなっている。なお，行政82人のなかには近年国際的に関心が高まりつつある環境分野の専門家24人が含まれている。

新規専門家のうち，無償資金協力，円借款等の経済・技術協力案件に関連する専門家の派遣は，新規専門家派遣数1063人の20.2%にあたる215人であり，うち第三国研修関連の専門家が78人と最も多く，次いで無償資金協力関連68人，円借款関連32人等となっている。

専門家の赴任時年代別構成に関しては，新規専門家では30歳台から50歳台が全体の87.6%を占めており，とりわけ40歳台が35.3%と最も高い割合を示している。

専門家の赴任時所属先をみると，新規専門家については，①短期・長期をあわせた派遣数では国家公務員が449人（44.2%）と最も多く，次いで民間からの専門家412人（38.8%）となっている。②次に派遣期間別にみると，派遣期間１年未満の短期専門家では，国家公務員379人（49.7%）に対し民間278人（36.5%）であるが，派遣期間１年以上の長期専門家では，民間134人（44.5%）に対し国家公務員70人（23.3%）と民間からの専門家が国家公務員を大きく上回っている。長期専門家の民間からの専門家派遣数が高まるのに比例して，専門家の官民比率は年々縮まる傾向にある。

昭和62年度より開始された民間技能者派遣（民間企業の技術者を開発途上国の政府機関，公営企業等に派遣し技術指導を行うとともに，わが国企業の国際化に対応した技術者の職業能力開発を図ることを目的としている）は，昭和63年度においては，新規にインドネシア，パキスタン，マレイシア，スリ・ランカ，フィリピン，ザンビアへ34人を派遣した。その分野は造船，鉄鋼，機械等である。

同じく昭和62年度から開始された再活性化協力（開発途上国における技術力あるいは資金力

の不足に起因する遊休化した施設・機材の再活性化を図るとともに，保守・管理技術の移転を目的としている）については，昭和63年度はフィリピンのバス再活性化協力に10人の専門家を派遣した。

昭和52年度から開始された研究協力事業（わが国の研究者が開発途上国の研究者と対等の立場で，両国が合意した当該途上国の経済・社会の向上・発展に資する研究課題について共同研究を行う）については，昭和63年度において農村開発基礎調査（バングラデシュ），豚の品種特性，都市型普及住宅（中国），第四紀地質（インドネシア），環境衛生工学（タイ），砂漠緑化（アラブ首長国連邦），水産生態・増殖研究（ザイール），薬草の化学・薬学的研究（パラグァイ），家畜繁殖学，構造物耐震設計（チリ）の10案件に対し64人（継続７人，新規57人）の専門家を派遣した。

4．機材供与事業

〈事業の概要〉

機材供与事業は，専門家派遣，研修員受入と並んで，技術協力の最も基本的な形態のひとつである。昭和39年の事業開始以来すでに24年を経過しており，その重要性と有効性が開発途上国，わが国の双方において深く認識されている。

この事業の目的は，機材の欠如や不足等のため，技術の訓練・移転・普及等が円滑に行われず，また，既存の技術が効果的に活用されていない場合に，開発途上国の要請に基づき，必要な機材を供与し，これを通じて当該国の経済的・社会的発展に寄与することにある。

従って，機材供与事業では，①派遣中の専門家並びに協力隊員の指導業務を一層効果的にするもの，②専門家等の帰国後，相手国側のカウンターパートがさらに業務を継続・遂行するうえで必要とするもの，③研修員が帰国後，わが国で研修した知識や技術を有効に活用するために必要とするもの等がその主な対象であり，いわば人と物との有機的な組み合わせにより，技術協力の効果を高めようとするものであるが，昨今ではプロジェクト方式技術協力，無償資金協力等の事業との関連においても本事業が活用される機会が増加しており，質・量両面における一層の拡充が必要とされる。

なお，昭和57年度より，本事業をより機動的かつ弾力的に運用するため，本事業予算から一定額を留保のうえ（昭和63年度は２億円），この枠内で従来わが国の経済・技術協力の対象案件となりにくかった1000万円以下の小規模機材供与事業を実施している。

本事業開始以来，昭和63年度までの実績は，件数で989件，金額にして167億9400万円（一般及び小規模単独機材費のみを含み，他の経費を除く）に達しており，供与される機材の種類も，農機具，工作機械，漁業機器，医療機器，各種車両，電気通信機器，視聴覚機材，各種測定機器，実験機材，技術図書，技術情報（ビデオ）等きわめて多岐にわたっている。

〈昭和63年度事業実績〉

昭和63年度の機材供与は，昭和62年度分の昭和63年度債務負担と繰越分39件，昭和63年度新規分61件の計100件で総額21億3200万円を実施した。

これを地域別にみると，アジア地域は35件で７億4900万円（35.1%），中近東地域は10件で２億2800万円（10.7%），アフリカ地域は19件で３億6800万円（17.3%），中南米地域は28件で６億1700万円（28.9%），オセアニア地域は８件で１億7000万円（8.0%）となっている。

機材供与事業の一環として実施している文献及び技術情報供与は，技術図書794冊，視聴覚情報（ビデオ）52本を供与した。

また，これら機材を据え付けるために，22の案件に対し延べ36人の据え付け指導員を派遣した。

機材供与事業の効率的な実施を図るため，実施案件の仕様作成を主たる目的とし，延べ９カ国に５チームの実施計画調査団を派遣した。

供与済み機材の故障箇所を修理し，効果的な利用を図るため，３カ国に修理専門家を派遣した。このほか35案件に修理部品を送付した。

表２．３　昭和63年度機材供与実績（繰越分）

(1)　一般単独機材

No.	国名	案件名	数量	経費(千円)(支出済み額)	供与先	関連事業
1	インドネシア	農学研究用機材	一式	20,500	ボゴール農科大学・ガジャマダ大学	研
2	インドネシア	情報処理用機材	一式	7,760	農業省食用作物総局	専
3	スリ・ランカ	コンタクトレンズ製造装置	一式	28,700	社会福祉省	研
4	中国	工業設計造型用機材	一式	52,000	湖南大学工業造型設計科	専
5	フィリピン	労働統計用機材	一式	20,400	労働雇用省労働統計部	専・研
6	フィリピン	家畜人工授精用機材	一式	13,578	国立家畜人工授精センター	協・研
7	フィリピン	気象衛星通信受信用機材	一式	59,500	気象庁	専
8	マレイシア	蒸熱処理用機材	一式	47,700	農業開発研究所	専
9	ネパール	農産物運搬機材	一式	11,856	農業省農業局	協
10	チュニジア	電子電気機器教育用機材	一式	27,100	職業訓練局	協・研
11	モロッコ	造園整備用機材	一式	17,222	テマラ県庁	協
12	ジョルダン	都市整備用機材	一式	34,925	アンマン市庁	専
13	エティオピア	地下水開発用機材	一式	41,999	地下水開発局	協・研
14	ナイジェリア	農業用機材	一式	28,587	国際熱帯農業研究所	専
15	ザイール	語学教育用機材	一式	16,850	高等教育省国立商業高等学園	専・研
16	ケニア	電気通信用機材（第三国研修）	一式	34,940	郵電公社	専・研

No.	国　名	案件名	数量	経費(千円)(支出済み額)	供与先	関連事業
17	アルゼンティン	医療用機材	一式	49,900	国立ボノリーノ・ウダオンド病院	研
18	ヴェネズエラ	災害対策用機材	一式	39,400	環境天然資源省	専
19	コスタ・リカ	大豆栽培関連用機材	一式	4,660	農業研究センター	専
20	パラグァイ	工学実習研究用機材	一式	34,800	アスンシオン国立大学	専
21	ホンデュラス	地下水調査用機材	一式	3,003	水資源局	専
22	メキシコ	医療用機材	一式	43,740	厚生総合病院	研
23	ドミニカ共和国	環境整備用機材	一式	35,820	サントドミンゴ市	協
24	トンガ	教育関連用機材	一式	25,194	文部省教育局	協
25	フィジー	職業訓練用機材	一式	18,042	教育省フィジー技術専門学校	専
26	ソロモン	小規模開墾用機材	一式	27,300	マライタ州政府	協
		計		745,476		

(注) 専＝専門家派遣　研＝研修員受入　協＝青年海外協力隊

(2) 小規模単独機材

No.	国　名	案件名	数量	経費(千円)(支出済み額)	供与先	関連事業
1	インド	リモートセンシング機材	一式	7,065	水資源省リモートセンシング局	研
2	マレイシア	視聴覚機材	一式	12,000	マレイシア放送局	専
3	モルディヴ	産婦人科医療機材	一式	7,430	保健省マレ中央病院	協
4	スリ・ランカ	身体障害者用自動車	一式	6,039	社会事業省	専
5	(スリ・ランカ)	麻薬取締用機材	一式	1,239	コロンボプラン事務局	
6	ガーナ	保健支援機材	一式	948	保健省セントマイケル病院	協
7	ガーナ	村落開発支援機材	一式	3,621	大蔵経済企画省	協
8	象牙海岸	農業用機材	一式	9,658	農林開発省	専
9	タンザニア	道路建設用機材	一式	10,200	公共事業省	協
10	コロンビア	食品品質管理研究用機材	一式	9,340	食品科学技術研究所	専
11	エクアドル	水産訓練用機材	一式	10,850	商工漁業総合省マンタ水産学校	研
12	ホンデュラス	歯科診療用機材	一式	8,822	国立社会福祉院	協
13	セント・ヴィンセント	漁船用機材	一式	9,250	商工・農業省	研
		計		96,462		

(注) 専＝専門家派遣　研＝研修員受入　協＝青年海外協力隊

(3) 資機材購送費　　支出額　12,434 (千円)

表2.4　昭和63年度機材供与実績（当年度分）

(1)　一般単独機材

No.	国　名	案件名	数量	経費(千円)(支出済み額)	供与先	関連事業
	(アジア地域)					
1	インドネシア	電子工学振興機材	一式	7,550	インドネシア大学	研
2	インドネシア	植物病理実験用機材	一式	15,619	農業省工芸作物研究所	専
3	スリ・ランカ	TV放送用機材（第三国研修）	一式	50,164	国営TV放送局	専
4	タイ	労働安全衛生用機材	一式	1,680	マヒドン大学	研
5	タイ	都市計画技術指導用機材	一式	15,064	都市計画局	専・研
6	韓国	中小企業経営指導機材	一式	45,375	中小企業振興公団	研
7	中国	食品加工技術訓練用機材	一式	47,174	大別山食品加工訓練センター	研
8	中国	稲ワラ乾熱処理機材	一式	45,306	農牧漁業部	専
9	中国	トキ保護増殖研究用機材	一式	12,686	林業部	専
10	バングラデシュ	自動車整備用機材	一式	7,600	道路輸送公社	専・協
11	フィリピン	蛇籠製造機材	一式	38,730	公共事業道路省	専
12	(フィリピン)	コンピューターシステム機材	一式	36,350	コロンボプランスタッフカレッジ事務局	研
13	マレイシア	廃棄物処理機材	一式	36,792	住宅地方自治省	専
14	マレイシア	番組編成研修用機材	一式	42,101	アジア太平洋放送開発研究所	専
15	ネパール	家畜人工授精用機材	一式	8,223	農業中央家畜開発センター	協
		小　計		410,414		
	(中近東地域)					
16	エジプト	土壌・水質分析機材	一式	45,454	農業省土地開拓庁	専・研
17	ジョルダン	電気通信保守機材	一式	38,233	電気通信公社	専
18	ジョルダン	職業訓練用機材	一式	32,099	国連難民訓練センター	専
19	テュニジア	冶金工学研究機材	一式	3,500	モナスティール大学冶金工学部	
20	トルコ	土木試験機材	一式	13,335	国家水利庁	専
21	モロッコ	鉱石分析用機材	一式	10,657	エネルギー鉱山省	協
		小　計		143,278		
	(アフリカ地域)					
22	ガボン	放送用機材	一式	39,720	第一放送局	研
23	ジンバブエ	衛星通信機材	一式	42,130	郵便電気通信公社	専・研
24	タンザニア	乳業用機材	一式	28,790	乳業公社	協
25	ケニア	測量用機材	一式	22,002	測量局	専・協
26	ベナン	医療用機材	一式	19,976	コトヌー国立大学病院	研

No.	国　名	案件名	数量	経費(千円)(支出済み額)	供与先	関連事業
27	リベリア	放送用機材	一式	40,025	放送公社	協
28	ザンビア	家庭燃料開発研究用機材	一式	3,125	高等教育省国立科学技術研究院	専・研・協
		小　計		195,767		
	(中南米地域)					
29	ヴェネズエラ	鉱石分析用機材	一式	32,281	エネルギー鉱山省鉱山地質局	専・研
30	グァテマラ	農業用建設機材	一式	51,437	農業総局	研
31	コスタ・リカ	遺伝子工学用機材	一式	34,125	コスタ・リカ大学	専
32	コロンビア	石炭化学分析用機材	一式	15,000	国立アンティオキア大学	研
33	パラグァイ	環境保全用機材	一式	34,789	アスンシオン大学基礎科学部	研
34	ペルー	医療用機材	一式	50,347	厚生省ポリクリニコヘスマリ診療所	専・研
35	メキシコ	デジタル伝送機材(第三国研修)	一式	12,894	電気通信学園	専
36	メキシコ	選鉱用機材(第三国研修)	一式	47,848	鉱業振興局選鉱製錬研究所	専・研
37	ブラジル	交通工学研究用機材	一式	2,824	パライバ大学科学技術センター	専
38	ブラジル	水利実験用機材	一式	7,663	パライバ大学科学技術センター	専
39	ボリヴィア	電気通信訓練用機材	一式	12,070	電気通信学園	専・研・協
40	ホンデュラス	自動車整備実習用機材	一式	34,562	職業訓練庁	専・研・協
41	アルゼンティン	稲作研究用機材	一式	8,853	農牧水産庁国立農牧技術研究所	専・研
		小　計		344,694		
	(オセアニア地域)					
42	パプア・ニューギニア	林産訓練用機材	一式	35,360	木材産業訓練大学	研
43	パプア・ニューギニア	農業開発用機材	一式	14,430	イースト・ニューブリテン州	専
44	フィジー	船員訓練用機材	一式	11,564	文部省	専
45	ソロモン	医療用機材	一式	30,980	ソロモン中央病院	協
		小　計		92,334		
	合　計			1,186,487		

(注) 専＝専門家派遣　研＝研修員受入　協＝青年海外協力隊

(2)　小規模単独機材

No.	国　名	案件名	数量	経費(千円)(支出済み額)	供与先	関連事業
1	マレイシア	通信用機材	一式	9,600	内務省	専
2	マレイシア	化学研究用機材	一式	9,682	マラヤ大学	専・研
3	フィリピン	通信用機材	一式	9,800	司法省	専
4	フィリピン	医療研究用機材	一式	790	フィリピン大学医学部附属病院	専・研
5	タイ	通信用機材	一式	9,600	内務省	専
6	タイ	生物工学研究用機材	一式	2,910	チェンマイ大学	専・研
7	シリア	漁業用機材	一式	5,762	シリア水産公団	専
8	タンザニア	医療用機材	一式	8,513	厚生省	研・協
9	ウガンダ	放送用機材	一式	6,297	情報省	
10	ザンビア	下水道浄掃用機材	一式	9,460	キトウェ市役所	協
11	ザンビア	揚水設備機材	一式	1,450	内務省	協
12	グァテマラ	医療用機材	一式	4,982	国立ルーズベルト病院	研
13	パラグァイ	医療用機材	一式	8,105	厚生省	専
14	セント・クリストファー・ネイヴィース	医療用機材	一式	7,674	保健省	
15	セント・ルシア	観光振興用機材	一式	1,511	政府観光省	研
16	ドミニカ	統計用機材	一式	7,579	統計局	研
		計		103,715		

(注) 専＝専門家派遣　研＝研修員受入　協＝青年海外協力隊

5．プロジェクト方式技術協力事業

当事業団が実施している技術協力は，基本的には，①専門家派遣，②研修員受入，③機材供与という３つの形態に区分され，これら３つの協力形態が，単独あるいは，相互の組み合わせによって実施されているが，特に，３つの形態を１つの協力事業（プロジェクト）として有機的に統合し，計画の立案から実施，評価までを一貫して計画的かつ総合的に運営・実施する協力形態を，当事業団ではプロジェクト方式技術協力事業と呼んでいる。

プロジェクト方式の技術協力は，日本政府と開発途上国政府との共同事業として実施されるが，両者の責任分担や付帯条件等については，通常，実施協議調査団が署名・交換する討議議事録（R/D, Record of Discussions)，あるいは二国間協定において明示される。この場合，原則として開発途上国側が土地，建物，プロジェクト運営費等を負担することになっている。しかしながら，最近では相手国政府の要請を受け，建物等の施設の建設を日本政府からの無償資金協力によって行うプロジェクトが多くなり，協力効果の発現と途上国政府の自助努力による事業の持続的運営をめざして技術協力と無償資金協力との有機的な連携が重要となってきている。

プロジェクト方式技術協力事業においては，事業計画の進捗状況に応じて次の各種調査団を

派遣する。

① 基礎調査　② 事前調査　③ 実施協議　④ 実施設計　⑤ 計画打合せ
⑥ 巡回指導　⑦ 機材修理　⑧ エバリュエーション　⑨ 事後調査
⑩ アフターケア

プロジェクトの実施段階においては，技術協力実施計画及び年次計画に基づき，専門家の派遣，研修員の受入れ及び機材の供与を，通常5年間にわたって行い，必要に応じ，フォローアップ協力，アフターケア協力を実施する。

(1) プロジェクト方式技術協力の内容と規模

ア．協力分野

プロジェクトは，現在，次の5つの事業分野で実施されており，各事業とも，①人材養成，②技術普及，③研究開発の3つの主要な機能を有している。

事業名	主たる協力分野
① 技術協力センター事業	教育，職業訓練，科学技術，電気通信，建設，運輸，水産
② 保健医療協力事業	保健，医療，熱帯感染症等の対策研究
③ 人口・家族計画協力事業	人口・家族計画，母子保健
④ 農林水産業協力事業	農業，林業，畜産，水産
⑤ 産業開発協力事業	鉱業，中小企業，農林水産物加工流通，産業開発のための制度・経営・流通

イ．予算規模

表2．5

（単位：千円）

事業名＼年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
技術協力センター事業	7,387,728	8,112,561	8,926,196
保健医療協力事業	4,013,276	4,330,798	4,545,635
人口・家族計画協力事業	909,843	950,447	966,887
農林水産業協力事業	7,634,558	7,951,215	8,337,247
産業開発協力事業	1,720,915	1,894,157	2,020,906
計	21,666,320	23,239,178	24,796,871

ウ．昭和63年度実績

昭和63年度におけるプロジェクト方式技術協力事業の実績は，協力中（年度内に終了したものを含む）のプロジェクトが165件であった。事業別にみると，協力中のプロジェクトは技術

協力センター事業が51件，保健医療協力事業が30件，人口・家族計画協力事業が８件，農林水産業協力事業が58件，産業開発協力事業が18件である。また，地域別にみると，アジア地域100件，中近東地域14件，アフリカ地域14件，中南米地域35件，オセアニア地域その他２件となっている。

また，事前調査段階のプロジェクト数は37件であり，アフターケア中のプロジェクト数は11件である。

協力中のプロジェクト合計165件のうち，無償資金協力と結びついたものは88件（54％）である。

(2)　プロジェクト方式技術協力の仕組み（プロジェクト実施モデル）

プロジェクト方式技術協力事業は，通常，次ページの図2．2に示す仕組みで実施されている。

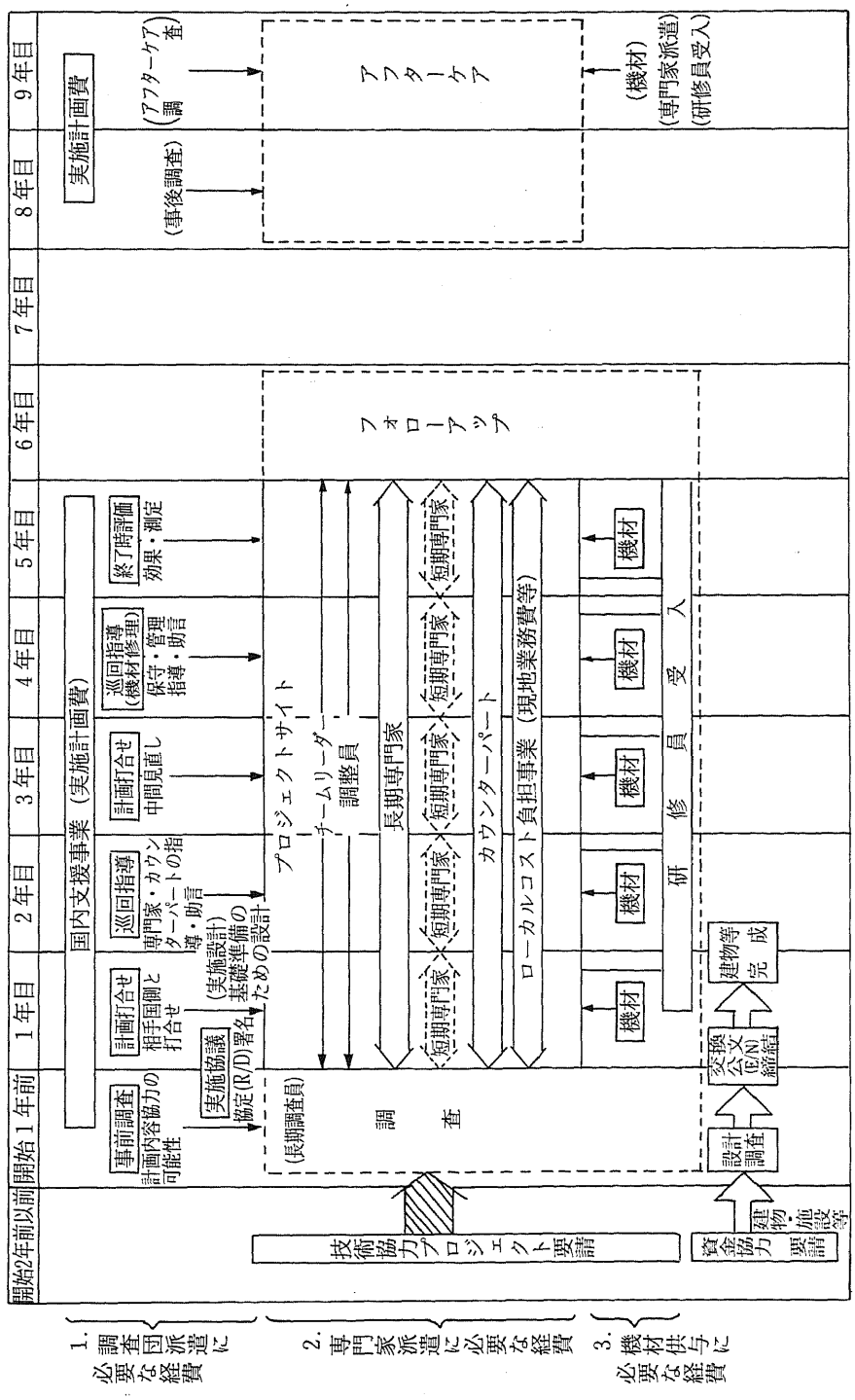

図2.2　プロジェクト方式技術協力実施モデル

Ⅰ．技術協力センター事業

〈事業の概要〉

技術協力センター方式による協力構想は，昭和32年に打ち出されたものであるが，今日では技術協力のひとつの方式として重要な役割を担っている。技術協力センター方式の協力は通常の場合，両国の当該プロジェクト実施関係者によって署名される討議議事録（R/D, Record of Discussions）に基づいて実施される。この場合，日本政府はセンターの設置運営に必要な機材・設備の供与，専門家の派遣及び相手国側のカウンターパート育成のための日本での研修等を受け持ち，相手国政府はセンターの土地の確保，建物の建設，相手国教師・インストラクター・研究者・事務職員等の人件費及びセンター運営に必要な経費を負担することを原則としている。最近は日本の無償資金協力により，建物・施設・機材を供与し，その新設されたセンターにおいて技術指導を行うという，無償資金協力と技術協力の連携による協力が行われるようになってきている。

昭和63年度に協力を実施したプロジェクトは，25カ国で51件であった。その内訳は，継続プロジェクト43件，終了したプロジェクト２件，新規に発足したプロジェクト６件である。その対象とする分野は，科学技術，地震防災，環境，コンピューター，電気通信，船員教育，火山砂防，職業訓練，企業管理など多岐にわたっている。

技術協力センターは，開発途上国の経済社会開発に必要な各分野の人材養成の一方式として考えられているもので，その内容を大別すると，①技術者，指導者の養成を目的とする人材養成に対する協力，②研究開発，実用試験を行う研究開発に対する協力，③生産技術の開発と改善に対する協力，④学校教育に対する協力に分類されるが，目的が複数にわたるセンターも少なくない。

〈昭和63年度事業実績〉

昭和63年度では従来から継続して協力中のセンターのほかに，新規に協力を開始したセンタープロジェクトとして，中国／交通管理幹部訓練センター，エジプト／建設機械技術訓練センターがあり，さらに調査段階あるいはアフターケア等も含めて計67センターに対して協力を実施した。

調査団の派遣については，事前調査，実施協議，巡回指導，計画打合せ，エバリュエーションなどのための調査団計70チームを各センター及び候補地に派遣した。技術協力のための専門家派遣は計590人（継続220人を含む），カウンターパートの受入れは195人（継続含まず）であった。また機材供与については，46センターに対し，総額47億1400万円の機材購入と輸送が実施された。

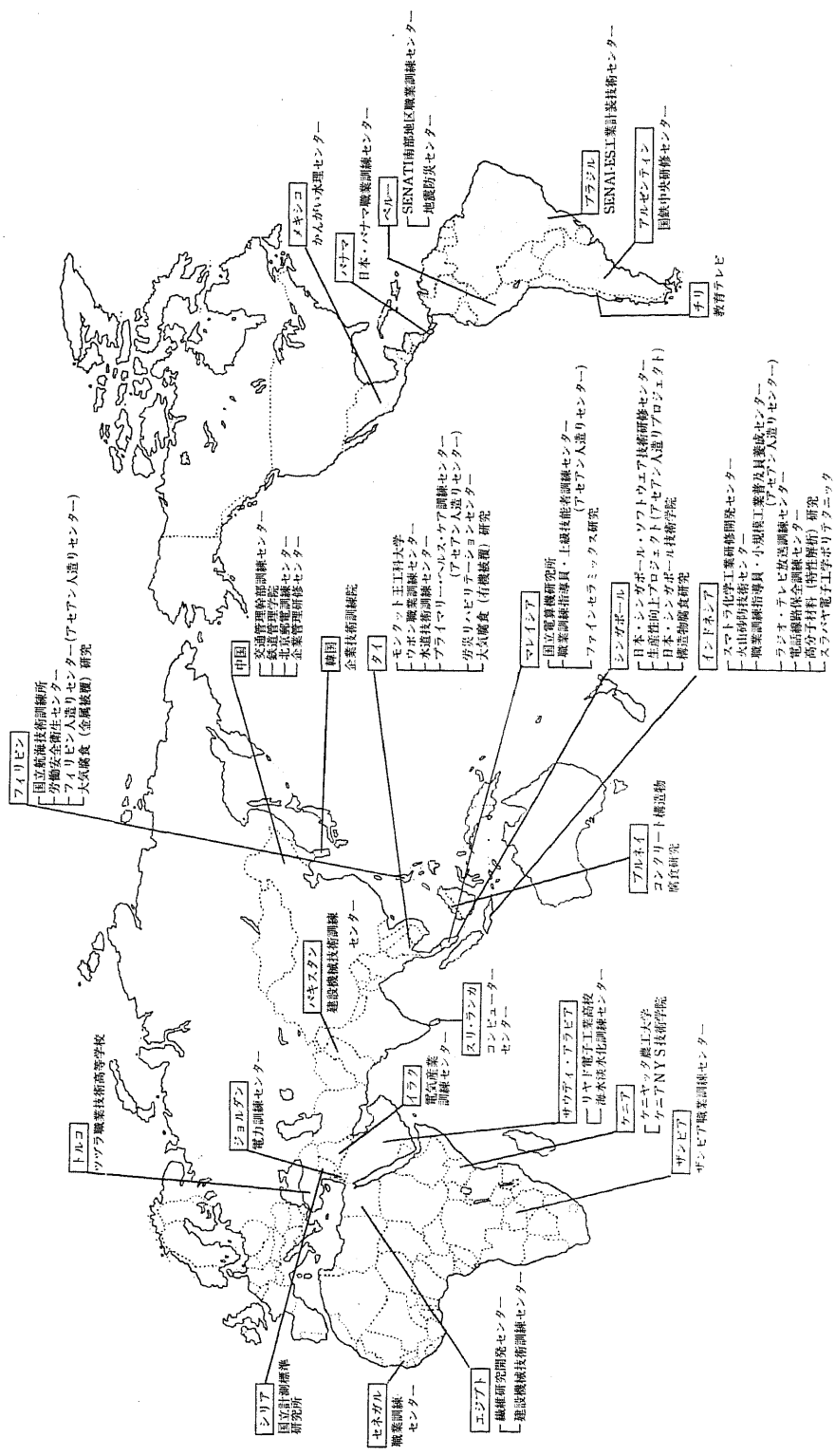

図2.3　昭和63年度技術協力センター配置図

II．保健医療協力事業

〈事業の概要〉

保健医療協力事業は，コロンボ・プラン等による専門家派遣事業の一環として，昭和33年度にエティオピアへ医師１人を派遣したことに始まる。当初は，医療専門家の単独派遣または診療チームの派遣等を通じて，当該国地域住民の健康増進並びに国際親善に寄与してきたが，協力規模の拡大，協力分野の多様化及び協力期間の長期化に伴い，昭和41年度からは社会経済開発に即した医療ニーズに応じて，当該国の保健医療水準の向上を図り，国民の福祉向上の増進に寄与する事業の推進に主眼を置いて，専門家の派遣，研修員の受入れ及び機材の供与を有機的に組み合わせたプロジェクト方式の技術協力事業を重点的に実施することとなった。

昭和63年度においては，24カ国30件を実施したが，協力部門別では下記のとおり区分される。

① 病院等の臨床医学協力　14件

② 研究所等研究協力　９件

③ 地域保健・公衆衛生　４件

④ 保健医療技術者養成訓練　１件

⑤ 医薬品，ワクチン等の安全性・品質管理　２件

また，協力期間をすでに終了して数年を経過したプロジェクトに対して追加的に指導協力する，いわゆるアフターケア協力事業を実施したほか，大学教授等の保健医療講演派遣，単独専門家の派遣及び医療特別機材供与，感染症対策協力機材供与の各事業を実施した。

〈昭和63年度事業実績〉

昭和63年度においては，新規プロジェクトの開始に必要な諸資料の収集をはじめ，協力の可能性を調査するため事前調査団，新規プロジェクトの協力を開始するための討議議事録（R/D）の取りまとめ等を行う実施協議調査団，すでに協力を開始しているプロジェクトに対する計画打合せ，巡回指導調査団等を総計30チーム派遣した。

専門家の派遣については，36プロジェクト（アフターケア協力プロジェクト５件を含む）及び単独専門家ベースで，昭和62年度からの継続99人を含む454人の専門家を派遣した。このほか，大学教授等の保健医療講演派遣については，中国など５カ国へ９人の専門家を派遣した。

機材供与については，昭和62年度からの繰越分５億7362万円を含めて，バングラデシュのリューマチ熱・リューマチ性心疾患抑制プロジェクト等のプロジェクト方式分（アフターケア協力を含む），医療特別機材及び感染症特別機材をあわせて19億4543万円の購送業務を実施した。

表2.6　医療特別機材，感染症特別機材供与実績

国　　名	プロジェクト名	主　な　機　材　名	支出額（円）
[医療特別機材]			
バングラデシュ	家族計画協会	視聴覚用機材，車両，輸送費	4,952,035
中　　国	友好がん検診センター 仁済病院	顕微鏡，車両，輸送費 ICU監視装置，血液ガス分析機	25,925,338 71,680,000
ラ　オ　ス	セタテラート病院	分娩監視装置，超音波心電計	15,111,000
スリ・ランカ	ジャフナ病院	カラードップラーユニット，X線装置	33,200,000
タ　　イ	前頭部脳瘤対策	輸送費	582,979
ヴィエトナム	チョーライ病院	病院用資機材，輸送費	32,891,338
モ　ロ　ッ　コ	アビセンタ病院	輸送費	1,106,493
ニ　ジ　ェ　ー　ル	ニアメ病院	手術用照明器，麻酔装置	21,754,841
パ　ラ　グ　ァ　イ	エンカルナシオン小児病院	X線装置，双眼顕微鏡，分光高度計	54,320,000
[感染症機材]			
中　　国	感染症	車両	34,780,806
モ　ル　デ　ィ　ヴ	感染症	BCGワクチン，冷蔵庫，輸送費	3,818,373
ミ　ャ　ン　マ　ー	感染症	ソーラーシステム，冷蔵庫，輸送費	25,085,006
ネ　パ　ー　ル	感染症	自転車，ソーラーシステム，冷蔵庫，輸送費	40,566,748
フ　ィ　リ　ピ　ン	感染症	冷蔵庫，滅菌器	20,278,323
スリ・ランカ	感染症	日本脳炎ワクチン	75,441,287
タ　　イ	感染症	日本脳炎ワクチン，車両，オートバイ	19,995,439
シ　リ　ア	感染症	三種混合ワクチン	22,032,445
ガ　ー　ナ	感染症	車両	9,535,803
コ　ロ　ン　ビ　ア	感染症	ソーラーシステム	19,128,029
合　　計			532,186,283

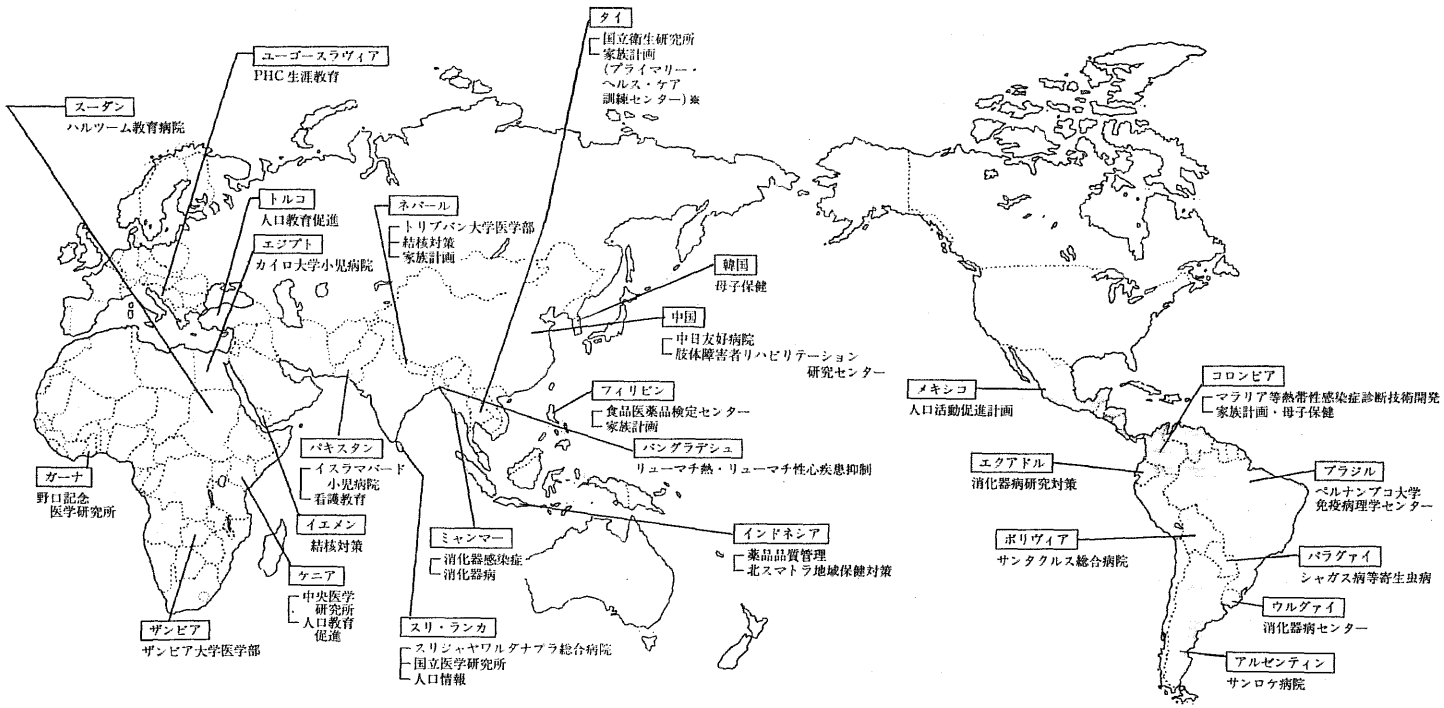

図2.4　昭和63年度保健医療協力プロジェクト配置図（人口・家族計画協力プロジェクトを含む）

（注）　※印のプロジェクトの予算はセンター協力費による

Ⅲ. 人口・家族計画協力事業

〈事業の概要〉

開発途上国では，粗出生率が依然として高く，かつ粗死亡率の低下現象とも相まって，人口増加率が年率2％を超える国すら存在する。このような急激な人口の増加は，食糧の需給バランス，経済政策，教育水準等に多大な影響をもたらすことになる。

このため，先進国は人口問題の緊急性を提唱してきたが，開発途上国においても問題の深刻さに関する認識が高まり，当該国による人口政策が積極的に取り組まれることになった。

こうした背景により，わが国は当該国の人口政策を側面援助する観点から，人口・家族計画分野での協力を実施している。

昭和63年度においては，8プロジェクトを実施したが，協力分野別では下記のとおり区分される。

① 母子保健・家族計画　4件

② 人口教育（IEC）　2件

③ 人口統計情報　2件

〈昭和63年度事業実績〉

昭和63年度においては，協力の可能性を調査するための事前調査団（コンタクトを含む），新規プロジェクトの協力を開始するための討議議事録（R/D）の取りまとめを行う実施協議調査団，実施中の案件に対する巡回指導・計画打合せ・機材修理等のための調査団及び人口・家族計画分野の基礎的なデータ収集のための基礎調査団等，計8チームを派遣した。

専門家は昭和62年度からの継続17人を含め66人を派遣し，機材供与については昭和62年度からの繰越分1億5249万7000円を含め3億7991万3000円の購送業務を行った。

かつ，協力内容のパターン化・標準化を推し進め，オファー方式（日本側から協力可能なメニューを提示し，新規案件の円滑な立ち上がりをめざす）の導入のため，種々の検討を開始した。

Ⅳ．農林水産業協力事業

〈事業の概要〉

農林水産業協力事業は，環境保全に配慮しつつ，開発途上地域の農林水産業の開発，研究プロジェクトに対し，専門家の派遣，機材の供与，カウンターパートの受入研修等を総合的に組み合わせ，一定期間内に計画的な技術協力を実施し，それら地域の農林水産業の振興を図り，もって食糧等の増産，農山漁民の所得の増大及び生活水準の向上等に寄与することを目的とするものである。

近年，農林水産業協力事業は，協力対象地域が東南アジア中心から中南米，中近東，アフリカへと全世界的な広がりをみせるなかで，従来からの稲作を中心としたものから畑作穀物，野菜，果樹まで対象作目が増えるなど多様化しつつあり，また，これまでの技術協力の成果による対象国での基礎的技術の定着，近年におけるバイオテクノロジー，エレクトロニクスなど科学技術の発展に伴い，遺伝子組み替えや高度なデータ解析等に関するものまでと高度化しつつある。さらに，グローバルな環境問題や資源問題が注目を集めているなかで，農耕地における土壌保全や遺伝資源の保全，砂漠化を食い止める半乾燥地造林，水産資源の保全などへの取り組みも実施している。

昭和63年度は，協力実施中のプロジェクトは26カ国で58件となった。その内訳は，継続44件，終了したプロジェクト３件，新規に発足したプロジェクト11件である。

〈昭和63年度事業実績〉

昭和63年度は，総額約81億円の事業を実施し，延べ645人（うち昭和62年度からの継続257人）の専門家派遣と65件の調査団派遣，27億円相当の機材供与を行った。

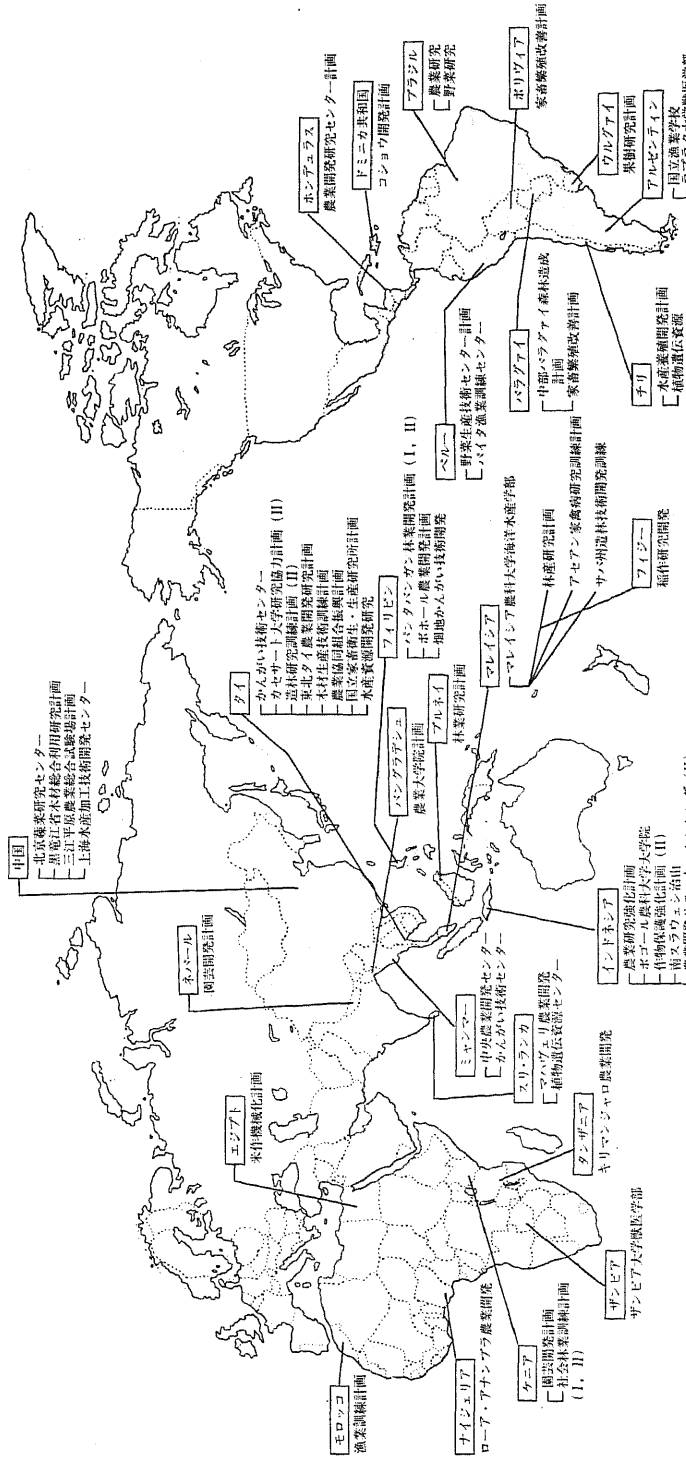

図2.5　昭和63年度農林水産業協力プロジェクト配置図

Ｖ．産業開発協力事業

〈事業の概要〉

開発途上国においては，人口の増大が大きな社会問題となっており，雇用促進のため，固有の資源や労働力を幅広く活用できる産業の育成振興の必要性が高まっている。

産業開発協力事業は，かかる要請に応えて，開発途上地域の産業（主に地場産業）を中心とした各種の産業の開発，振興，育成を図ることを目的として，各種の調査及び協議（R/Dまたは協定）を経て産業開発の支援に必要な専門家の派遣，機材の供与，研修員の受入れを有機的に組み合わせた計画的な技術協力を行うものである。

開発途上国の経済に根ざした産業の振興を図るためには，①技術協力に必要な調査研究，②産業活動の柱となる機関に対する技術の移転，③企業に対する個別のコンサルティング・サービス，④管理者及び技術者等の養成，⑤産業の育成及び振興のための制度整備等多面的な分野にわたる技術協力が必要である。従って本事業の実施にあたっては，生産技術の移転のみにとどまらず，研究開発能力の付与，生産管理，経営，流通，マーケティング等の生産関連技術の移転，人材の養成及び産業の育成振興に必要な制度及び環境の整備等の視点をも踏まえて，必要に応じ，これらの分野の技術を有機的に結びつけたシステマティックな技術協力の実施に努めている。なお，本事業は従来の開発技術協力事業を改編して昭和53年度から発足したものである。

〈昭和63年度事業実績〉

昭和63年度においては，継続プロジェクト12件，新規協力プロジェクト４件，アフターケアプロジェクト２件の合計18プロジェクトにつき協力を行った。

協力内容としては，調査団派遣20チーム，専門家派遣（継続を含む）187人，機材供与５億6900万円，カウンターパート受入53人（新規）となっている。

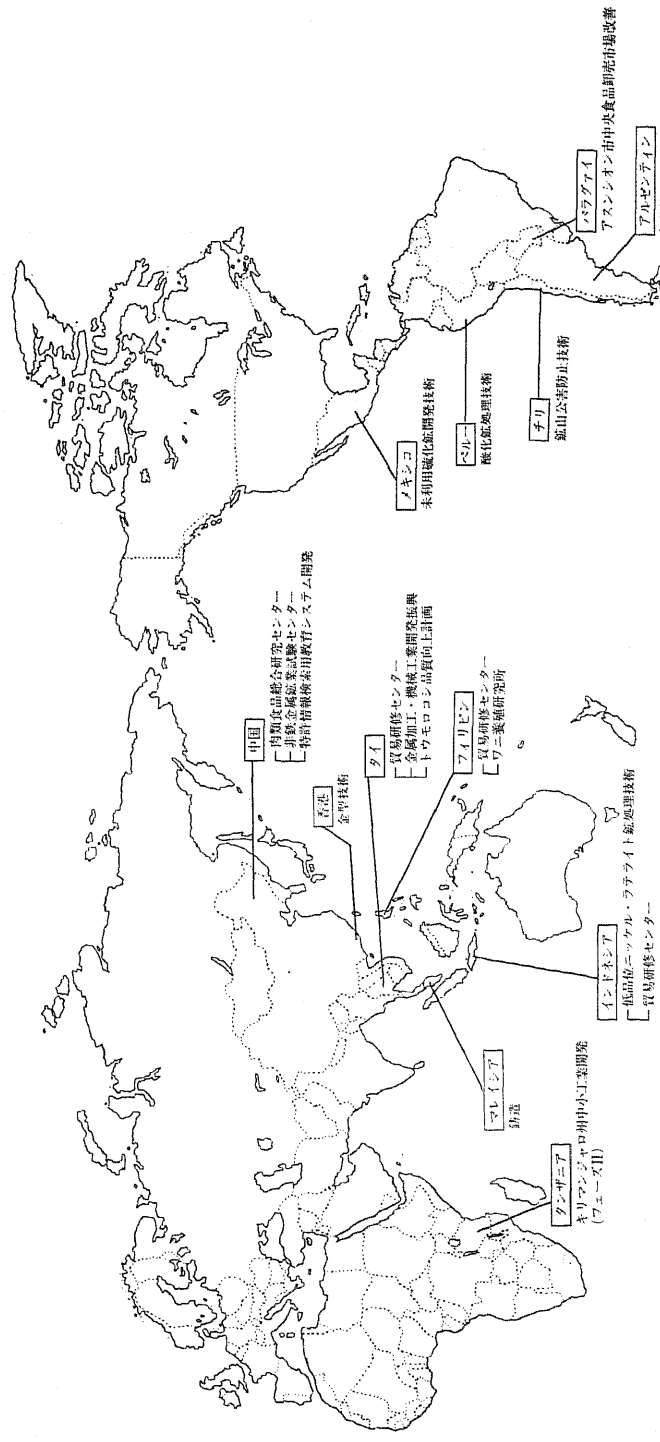

図2.6　昭和63年度産業開発協力プロジェクト配置図